

議案第 68 号

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理する条例の制定について

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 4 月 15 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を整理する条例  
(伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)  
第 1 条 伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。  
(伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

別表社会福祉事務従事手当の部第 3 号の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。  
(伊賀市社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市社会福祉事務所設置条例(平成 16 年伊賀市条例第 117 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。  
(伊賀市重度障害児福祉手当支給条例の一部改正)

第4条 伊賀市重度障害児福祉手当支給条例（平成16年伊賀市条例第144号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市重度障がい児福祉手当支給条例

本則中「重度障害児」を「重度障がい児」に改める。

第10条中「心身障害等」を「心身障がい等」に改める。

第11条第2号中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（伊賀市障がい者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正）

第5条 伊賀市障がい者介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成19年伊賀市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「法第21条第1項の規定による」を「法第21条並びに第22条第2項及び第3項に規定する」に改める。

第4条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例の一部改正）

第6条 伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例（平成19年伊賀市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第77条第1項第1号」を「第89条の3第1項」に改める。

第2条中「法第77条第1項第1号」を「法第77条第1項第3号」に、「伊賀市障害福祉計画」を「伊賀市障がい福祉計画」に改める。

（伊賀市障がい者支援多機能型事務所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 伊賀市障がい者支援多機能型事務所の設置及び管理に関する条例（平成23年伊賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「同条第15項」を「同条第

14 項」に改める。

第 7 条第 1 号中「法第 22 条第 5 項」を「法第 22 条第 8 項」に改める。

(伊賀市障がい者ケアホーム設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 伊賀市障がい者ケアホーム設置及び管理に関する条例（平成 23 年伊賀市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例

本則中「ケアホーム」を「グループホーム」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第 2 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 10 項」を「第 5 条第 15 項」に改める。

第 6 条中「法第 22 条第 5 項」を「法第 22 条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 条の規定（伊賀市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。）、第 7 条の規定（伊賀市障がい者支援多機能型事務所の設置及び管理に関する条例第 2 条中「同条第 15 項」を「同条第 14 項」に改める部分に限る。）及び第 8 条の規定（伊賀市障がい者ケアホーム設置及び管理に関する条例の題名を改める部分、本則中「ケアホーム」を「グループホーム」に、「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める部分及び第 2 条中「第 5 条第 10 項」を「第 5 条第 15 項」に改める部分に限る。）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。